

# 大阪府議会議長殿

1993年 月 日

請願団体

アーク (ANIMAL REFUGE KANSAI)  
大阪府豊能郡能勢町野間大原595  
TEL 0727-37-0712

## 大阪府飼い犬等の飼育・管理に関する条例の 制定について (請願)

どんな人でも今までも、道ばたで捨て犬や捨て猫が小さな箱に入られて泣いているのを見たり、時にはそれを拾って家に連れて帰ったりしたことがきつとあると思います。

犬や猫などのペットは家族の一員として扱われ、お年寄りや身体の不自由な方のパートナーとしても大切な存在になっていきます。また、犬や猫は人と同じように喜び、怒り、哀しみ、楽しむ豊かな感情の持ち主です。

ところが犬や猫などのペットが、ある一部の心ない人々によって、捨てられたり、あるいは愛情のない形で物として取り扱われています。捨てられた犬や猫は行くあてもなくさまよひ、繁殖し、住民から迷惑がられる存在になります。

そして最後には捕獲され、殺処分や実験動物として処分されます。昨年だけでも大阪府では二万匹以上の犬や猫がそのように処分されているのです。

しかし、そのように処分される犬や猫には何の罪もありません。それは全く飼い主の未勝手な行為によるものです。はたして飼い主は殺処分されるペットたちの最後の表情を見ることができでしょうか。

ペットの飼い主の自覚と責任を育て、もの言えぬ犬や猫たちを不幸な目に合わせないようにし、全ての人に動物を愛護する心を育てて、人間と動物との共生を図るため、次のような内容を持つ「大阪府飼犬等の飼育・管理に関する条例」の制定を請願します。

1. 飼い犬、飼い猫などに対する避妊・去勢手術に対する補助制度の確立
2. 飼い犬、飼い猫などの引き取りと里親さがし、避妊・去勢手術、ペットの飼育に関する相談・指導、動物の訓練、動物とのふれ合い事業などにあたる公益法人としての「動物保護センター」の設立
3. ペットショップ、動物商、ブリーダーなどに対する登録制度及び虐待の有無などについての府による立ち入り検査権限
4. 実験用、小動物園など家庭用ペット以外の目的で動物を所有、運搬、使用する者に対する登録制度と虐待の有無などについての府による立ち入り検査権限
5. 動物を捨てたり、虐待した者に対する処罰

| 氏 名 | 住 所 | 印 |
|-----|-----|---|
|     |     |   |